

知北平和公園組合情報公開審査会条例の一部改正をする条例をここに公布する。

令和7年3月3日

知北平和公園組合

管理者 花 田 勝 重

## 知北平和公園組合条例第1号

### 知北平和公園組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例

知北平和公園組合情報公開審査会条例（平成17年知北平和公園組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。